

会 議 録

会議の名称	令和5年第2回定例会 和泉市例規等審査委員会
開催日時	令和5年5月22日(月) 午後2時から午後2時30分まで
開催場所	和泉市役所 3階庁議室
出席者	<p>【例規等審査委員会委員】</p> <p>(委員長)吉田副市長</p> <p>(委員)森吉副市長、小泉参与、並木市長公室長、前田総務部長、山崎環境産業部長、西川福祉部長、土本教育・こども部長、東政策企画室長、奥人事課長、門林財政課長</p> <p>【事務局職員】</p> <p>(総務管財室)西川室長、高垣課長、松井総括主幹、澤田総括主査、松阪主任</p> <p>【担当課職員】</p> <p>(人事課)尾郷次長、奥課長、富岡課長補佐、升本係長</p>
会議の議題	<p>1 審査案件</p> <p>(1)一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正</p> <p>2 報告案件</p> <p>(1)和泉市税条例等の一部改正</p> <p>(2)和泉市景観条例制定について〈パブコメ後〉</p> <p>(3)和泉市観音寺地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定〈検察協議後〉</p> <p>(4)和泉市火災予防条例の一部改正</p> <p>(5)和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正</p> <p>(6)和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正</p>
会議の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年第2回定例会に提案する条例案について審査を行った。 ・令和5年第2回定例会に提案する条例案で、軽易なものについて質疑応答を行った。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他()
その他の必要事項	会議非公開

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
吉田委員長	<p>1 審査案件</p> <p>(1) 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正</p> <p>事前配布の資料に記載している事項の他、補足説明などがあれば説明いただきたい。</p>
人事課	<p>改正概要の2ページ目に、本条例で規定する特殊勤務手当の一覧を記載している。この附則に規定する防疫作業手当の新型コロナウイルス感染症に係る特例について、対象を広く特定新型インフルエンザとし、金額を3,000円から1,500円に改正するもので、基本的に国の対応に沿った改正である。他の自治体に確認したところ、新型コロナウイルス感染症に係る特例を廃止し、特定新型インフルエンザへの対応は行わない方向で検討している自治体もあるが、多くの団体は、本市と同様の改正を行うと聞いている。</p>
吉田委員長	<p>総務管財室が作成した確認事項について、説明をお願いします。</p>
総務管財室	<p>総務管財室から確認した事項は、3点ある。</p> <p>1点目、条例が施行されるまでの間、新型コロナウイルス感染症対策業務に対して、特例で定める手当を支給するのか質問を行い、担当課からは、本則第13条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する業務に従事したときの防疫作業手当の支給基準を定めて、感染症法における分類が2類相当以上の場合にのみ支給するものとしているため、条例が施行されるまでの間は、支給をしないと回答があった。</p> <p>2点目、条例の施行後は新型コロナウイルス感染症対策業務に対して本則第3条で規定する防疫作業手当が支給されるのか質問を行い、担当課からは、1類及び2類感染症を支給対象とする国家公務員の制度に準じ、5類感染症である新型コロナウイルス感染症対策業務を支給対象としないと回答があった。</p> <p>3点目、現状特例では、新型コロナウイルス感染症対策業務1回につき、手当が支給されると規定されているが、施行日をまたぐことはあるのか、もしあれば、経過措置の規定が必要ではないか質問を行い、担当課からは、支給基準により、5類移行後の5月8日以降は支給対象としておらず、施行日をまたぐことはないため、経過措置を置く必要はないと回答があった。</p>
吉田委員長	<p>いずれも条例を施行するまでの経過措置についての議論だと理解する。その他に質問・意見等はあるか。</p>
土本委員	<p>総務管財室から確認した事項の1点目について、担当課の回答では、別途支給基準を定めて、2類相当以上の場合にのみ支給するということがあったが、条例の特例規定となると、本来は条例で基準を定める必要があると考えるが、この点どのように整理しているのか。</p>
人事課	<p>本則第13条第1項において、任命権者は職員の労務加重度、困難度、危険度又は勤務状態等を考慮する必要のあるときは、これらの基準に関する事項を定めることができると規</p>

	定されている。今回新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行し、危険度が低くなったと考え、その危険度の基準を定めるものとして、別途支給基準を要綱で定めたものである。
土本委員	条例の特例規定ではないという説明であったと思う。あくまで条例で規定している支給基準として、危険度が低いと判断されるものは対象外だという基準を要綱で定めたということではよいか。
人事課	そういうことである。
門林委員	今回の改正は、今後再び新型コロナウイルスのような感染症が発生した際の対応のために行う趣旨だと理解している。本来の防疫作業手当が本則第3条に規定されており、新たな特例を附則で定めているが、本則で規定しない理由が何かあるのか。
人事課	国の人事院規則においても、特殊勤務手当に関する規則自体に規定せず、特例規則を別途定めている。これはあくまで時限的な措置という考え方によるものと思われることから、本市においても時限的な措置であることを明確にするため、附則で規定している。ただ、国や他団体の状況を見極めて、場合によっては本則の改正を行うこともあり得ると考えている。
門林委員	本則第3条の防疫作業手当は、1類及び2類が対象という理解でよいか。
人事課	明確に条例や規則で規定していないが、国の人事院規則においては1類及び2類だと規定されていることから、それを準用して運用している。最近でいえば、結核が2類に該当するが、結核患者を消防の方が救急搬送したときに、200円を支給した実績がある。
門林委員	そして、新型コロナウイルスのような新たな感染症が出たときには、附則が適用されるということか。
人事課	そのとおりである。
門林委員	もう2点確認したい。まず1点目は、特殊勤務手当には、防疫作業手当と救急手当という2種類の手当があり、どちらにも該当する場合は重複して支給されるのか。次に2点目は、今回のコロナ対応において、実際にどれくらいの手当が支給されたのか、特殊勤務に見合った対価となっているのか、実績があれば教えて欲しい。
人事課	まず1点目について、救急手当と防疫作業手当の重複支給を認めている。緊急搬送をして、その対象者がコロナであった場合は、救急手当に加え、防疫作業手当も支給される。次に2点目について、令和4年度の実績であるが、対象件数が全体で1,627件で、約500万円を支給した。対象人数は86人であり、1人当たり年間で約5万8千円の支給となった。

小泉委員	支給対象が、改正前は1回当たりとされていたが、今回の改正では1日当たりと規定されることになっている。これも国に準拠しているのか。
人事課	そのとおりである。
小泉委員	その理由について、知っていることがあれば教えてほしい。
人事課	国から明確に示されてはいないが、参考文献等を確認したところ、1日単位であるべきか、1回単位であるべきかは個別の事情を斟酌して総合的に決めることとされている。それを踏まえて国においては1回当たりから1日当たりに変更したと思われるが、詳細は分からない。
小泉委員	今後、コロナと同等の2類相当の感染症が発生したら、この金額を支給するというのでよいか。
人事課	国はそのような考え方を示しているので、市もそれに準じる。もっとも、国が別の特例措置を定める可能性は否定できないが、その場合は、国に準じた対応を行うことになると思われる。
吉田委員長	基本的には国に準じた対応ということか。
人事課	そのとおりである
	2 報告案件
	(1)和泉市景観条例制定について
門林委員	景観条例に関して、パブコメ前審査時の例規等審査委員会で、総合医療センターの景観計画への適合について質疑があったがそれに関連して2点確認したいことがある。まず1点目であるが、総合医療センターは深い藍色で、現在検討されている計画では既存不適格になることから、建替え・大規模改修・色を変更する場合は、届出が必要との回答があったが、その後計画に変更があるのかどうかを確認したい。次に2点目であるが、政策調整委員会において、寄附を受けて増築を行うとの方針が示されたが、当該増築部分は景観計画との関係でどのような扱いとなるのか、確認ができていたら教えていただきたい。
総務管財室	都市政策室に確認したところ、景観計画において、色彩の基準(案)に適合しておらず、外壁塗り替えの際には、基準に適合するようにお願いするのが基本方針であるが、総合医療センターに関しては、2018年度に「おおさか環境にやさしい建築賞」を受賞しており、地域のシンボルとしての役割を果たしている。そういった地域のランドマークとなるものに関しては、本市の良好な景観形成に資する建築物と位置づけて、景観計画の中で、基準に適合するように求めないこととするよう検討していると聞いている。

	<p>2点目の総合医療センターの増築部分については、本来は届出対象となり、景観形成の基準への適合が必要となるが、地域のシンボルやランドマークに関しては適用除外にすることを検討しており、既存の総合医療センターと増築部分のコンセプトや意匠等が同一で、一体となることで相互に効果を高め合うことができる場合は、景観審議会の意見を聞いた上で、判断していきたいと聞いている。</p>
吉田委員長	<p>増築部分については、景観審議会において景観計画の基準に適合した色にすべきという審議結果が出される可能性もあるということか。</p>
総務管財室	<p>可能性としてはあると思われる。</p>
吉田委員長	<p>既存部分は濃い藍色だが、増築部分は緑にすべきという結果になることもあるということか。</p>
総務管財室	<p>濃い藍色と薄めの青色にすとか、色彩を反転させる等様々な手法が考えられるが、景観審議会の中で、同一の色の方が景観的に良いという判断がされる可能性もあるので、審議会の中で議論を進めたいと聞いている。</p>
西川委員	<p>(2)和泉市税条例の一部改正</p> <p>大規模修繕工事を行ったマンションが3分の1の固定資産税の減額を受けることができるとのことだが、工事費や修繕積立金について、基準額や上限額はあるのか。また、固定資産税を支払っている所有者と、居住者が異なるケースがあると思われるが、そういった場合に、納税義務者と修繕積立を行う者が一致しないということはあるのか。もしあり得るのであれば、改正理由に記載されている管理組合の合意形成を後押しすると目的が実現できない場合も生じるのではないか。</p>
総務管財室	<p>大規模修繕の工事の額などの基準があるかについては、確認できていない。減額を受けるためには、管理計画の認定を受けなければならない、管理者等及び幹事が定められている、総会が定期的に年1回以上開催されている、管理規約がきちんと作られている、管理組合の経費について管理費と修繕積立費の区分経理がされている、長期修繕計画が7年以内に策定又は見直されている等を満たし、かつ、大規模修繕工事を行ったマンションであると聞いている。</p>
西川委員	<p>マンションでも規模によって大規模修繕工事の内容は全然違うと思う。計画等があれば一律減額になるのか。</p>
総務管財室	<p>内容について調べたところ、建築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること、大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること、長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること、そして先ほど言った認定された管理計画が定められていれば対象となるとのことである。</p>

西川委員	それらを満たせば減額の対象になるということか。
総務管財室	いただいた質問については、資産税担当に確認する。
吉田委員長	<p>確認でき次第、委員あてに報告してほしい。</p> <p>確認いただきたいのは、一つは大規模の定義。もう一つは、所有者と居住者が異なる場合の取り扱いについて。調べて報告するようお願いする。</p>
総務管財室	<p>確認ができ次第、報告を行う。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>